

いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

平成26年4月

山梨県立都留興譲館高等学校

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方	1
1 いじめとは	2
2 いじめの基本認識	2
3 いじめ防止のための学校の体制	3
4 年間計画	6
5 取組状況の把握と検証（PDCA）	6
第2章 いじめの未然防止	7
1 生徒や学級の様子を知る	7
2 「居場所づくり」、「絆づくり」、と「自己有用感」	8
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	10
4 関係機関や学校間の連携について	11
5 保護者の役割について	11
第3章 早期発見	11
1 教職員のいじめに気づく力を高める	12
2 いじめの態様	12
3 いじめは見えにくい	13
4 早期発見のための手だて	14
5 相談しやすい環境をつくる	15
第4章 早期対応	17
1 いじめ対応の基本的な流れ	17
2 いじめが起きた場合の組織的な対応	18
3 いじめ発見時の緊急対応	20
4 いじめを発見した場合の対応	21
第5章 ネット上のいじめへの対応	26
1 ネット上のいじめとは	27
2 未然防止のために	28
3 早期発見・早期対応のために	29
第6章 重大事態発生時の対応	31
1 重大事態が発生した場合	32
2 本校で重大事態が発生した場合	33

いじめ防止基本方針

【はじめに】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

●具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認

識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

（１）「いじめ対策委員会」（日常的な対応）

- 構成員：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、
保健主事、学年主任、学科主任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

○ いじめ対策委員会の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定 ② いじめの未然防止
- ③ いじめへの対応 ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施 ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組の有効性の検証 ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

（２）「拡大いじめ対策委員会」（学期）

○構成員：「いじめ対策委員会」に心のサポート委員、学校運営協議会委員を加える。

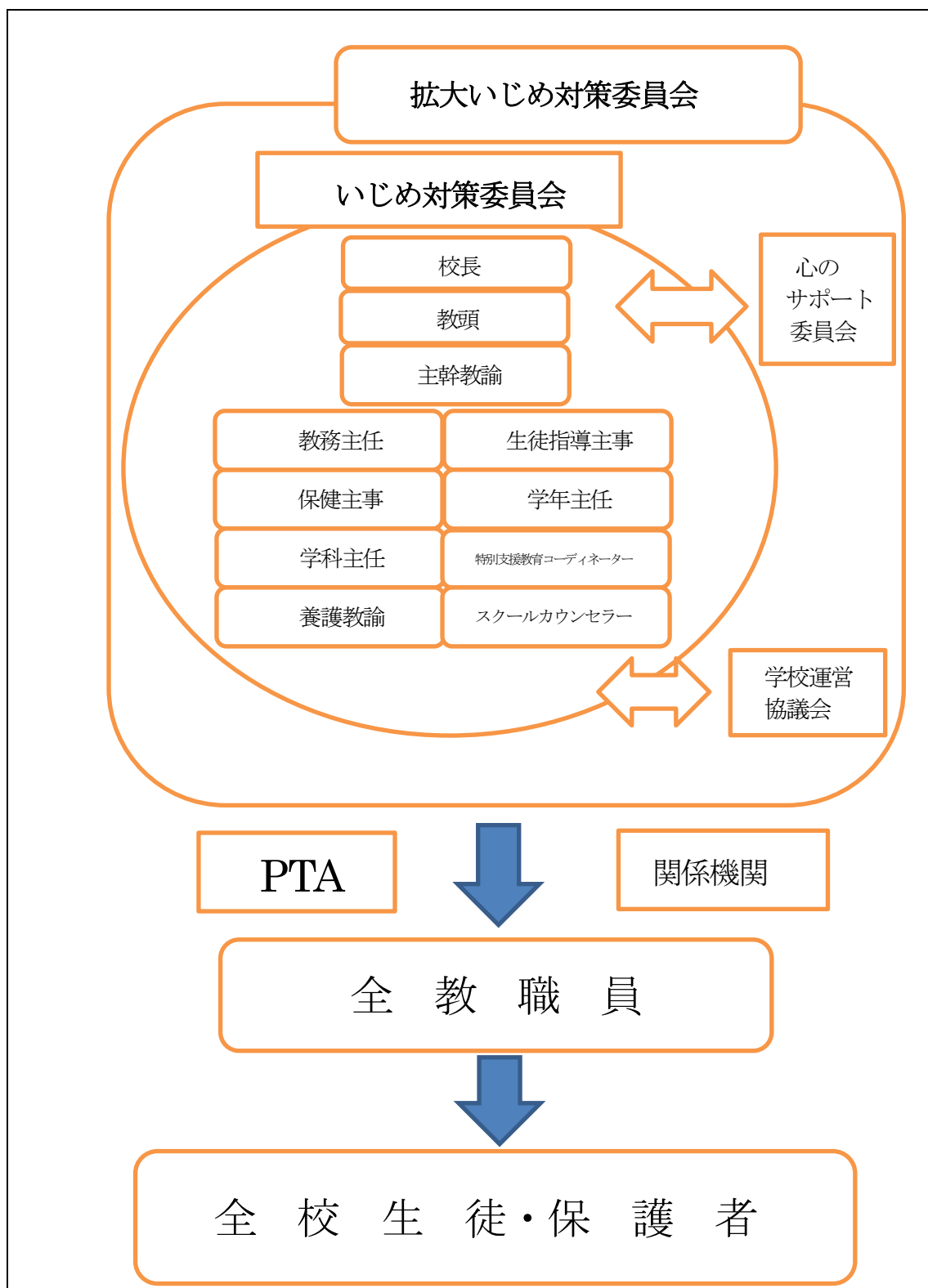
※拡大いじめ対策委員会は、学期に１回程度開催（学校運営協議会に併せて開催）する。

※拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

全学年		学校全体
4月	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・学年づくり ・個人面談	・いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月		
6月	・三者懇談週間 (家庭での様子の把握) ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施	教職員間による相互授業参観週間 ・第1回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
7月		
8月	↓	↓
9月	↓	↓
10月		
11月	・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施	・第2回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
12月	↓	↓
1月		
2月	・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施	・第3回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
3月	↓	↓

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

拡大いじめ対策委員会は、年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。（学校運営協議会と併せて実施）

第2章 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知る

① 教職員の気づきが大切

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学科・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」、と「自己有用感」

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めるために、主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた 温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与え自己有用感を育むことになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

○「居場所づくり」とは

クラスや学科、学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくこと。様々な危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのためには、授業改善、授業の見直しから始め「わかる授業」を行う必要がある。単に「居心地よくしてあげる」ということでなく、「生徒が困らないようにする」ための居場所づくりと考える。

○「絆づくり」と「自己有用感」とは

教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒同士である。

全員の生徒の「絆づくり」を促すためには教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要である。一言で言うなら、すべての生徒が活躍できる場を準備することである。

○「授業づくり」と「集団づくり」の見直し

「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことで、いたずらにトラブルが起ることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていく。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒なら、いじめの加害に向かうことはないはずである。

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題は、生徒に「規律」、「学力」、「自己有用感」を身につけさせること。

○きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成することが肝心である。

① 生徒の信頼に応える教師になる

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力共同体制をつくる

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自己肯定感を高める、学習活動やHR活動、学校行事・学年行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

しなやかな心を育成し思いやりの心を育む道德教育や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德教育が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、「しなやかな心」を持ち、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

② 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権

意識の高揚を図る必要がある。

4 関係機関や学校間の連携について

・いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や県と関係機関の担当者や 窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

・学校運営協議会、PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

・複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

5 保護者の役割について

・保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、県及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第3章 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職

員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である

1 教職員のいじめに気づく力を高める

① 生徒の立場に立つ

生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

いじめの態様	抵触する可能性のある刑罰
① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる脅迫、名誉毀損、侮辱	
② 仲間はずれ、集団による無視 (刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要)	
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする暴行	
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする暴行、傷害	
⑤ 金品をたかられる恐喝	
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする窃盗、器物破損	
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする強要、強制わいせつ	
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる名誉毀損、侮辱	

3 いじめは見えにくい

○いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

4 早期発見のための手だて

① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

② 観察のポイント

高校生の場合、学年の進行に伴いいじめの認知数が少なくなる。高校に入学した段階での人間関係がうまく構築できるように観察し支援する。中学時の様子も担任を中心に情報を収集し人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

③ 日誌や日記等の活用

ホームルーム日誌の点検や、気になる生徒には必要に応じて日記を書かせたりすることで生徒の変化を見いだしたり、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境を充

実させることが重要である。それは、教職員と生徒の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒および保護者を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備し気軽に相談できる雰囲気をつくる。

さらに、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について広く周知する。

⑤ いじめ実態調査（アンケート調査等）の実施

いじめの実態実態（アンケート調査等）を必要に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施し実態を把握する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要である。

5 相談しやすい環境をつくる

生徒が、教職員や保護者に、いじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することもある。

① いじめられている本人からの訴えに対して

○心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する際「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく生徒の立場に立って傾聴する。

②周りの生徒からの訴えに対して

○いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。

③ 保護者からの訴えに対して

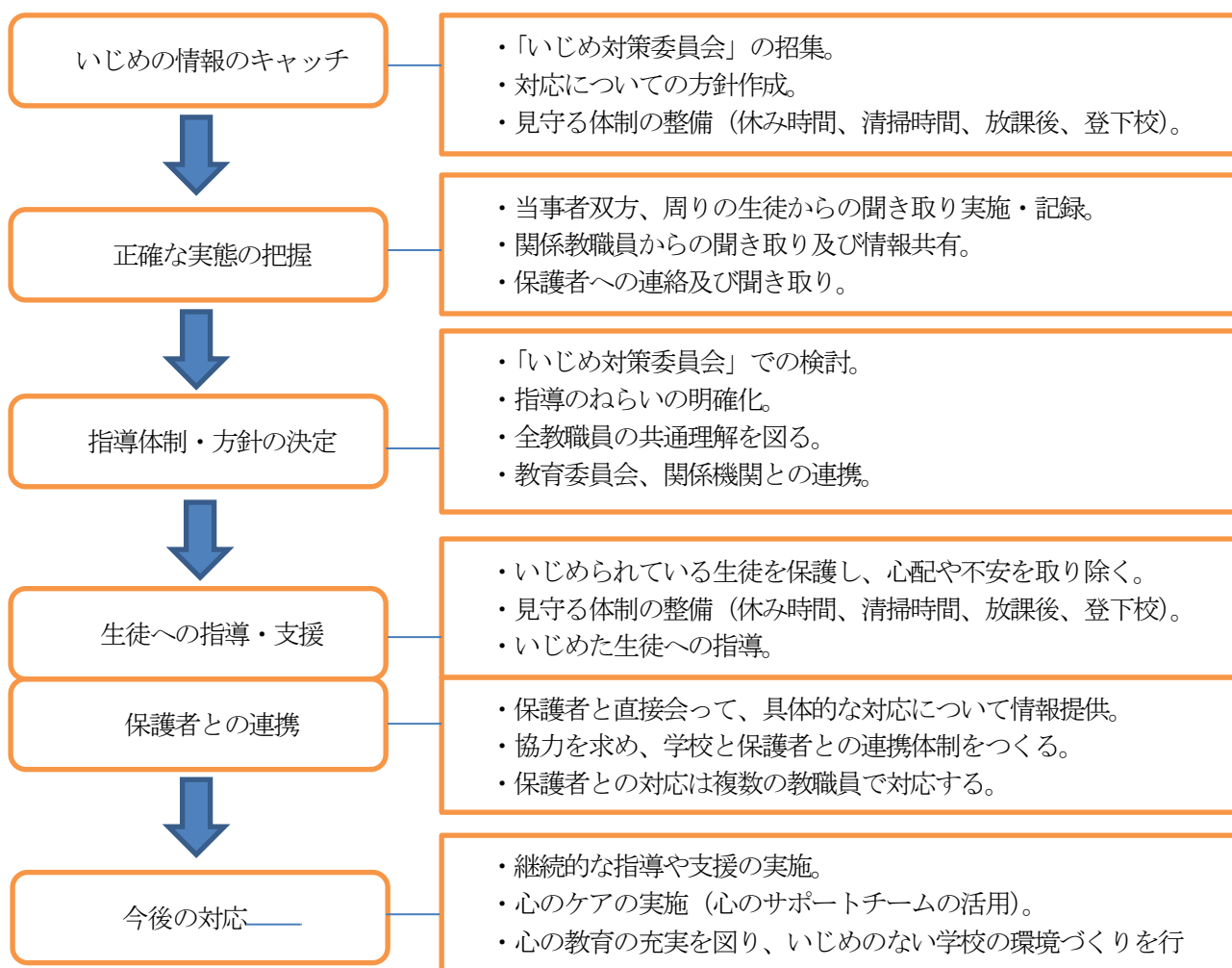
○保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

○生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

第4章 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学科、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめが起きた場合の組織的な対応

(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学科、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応する。

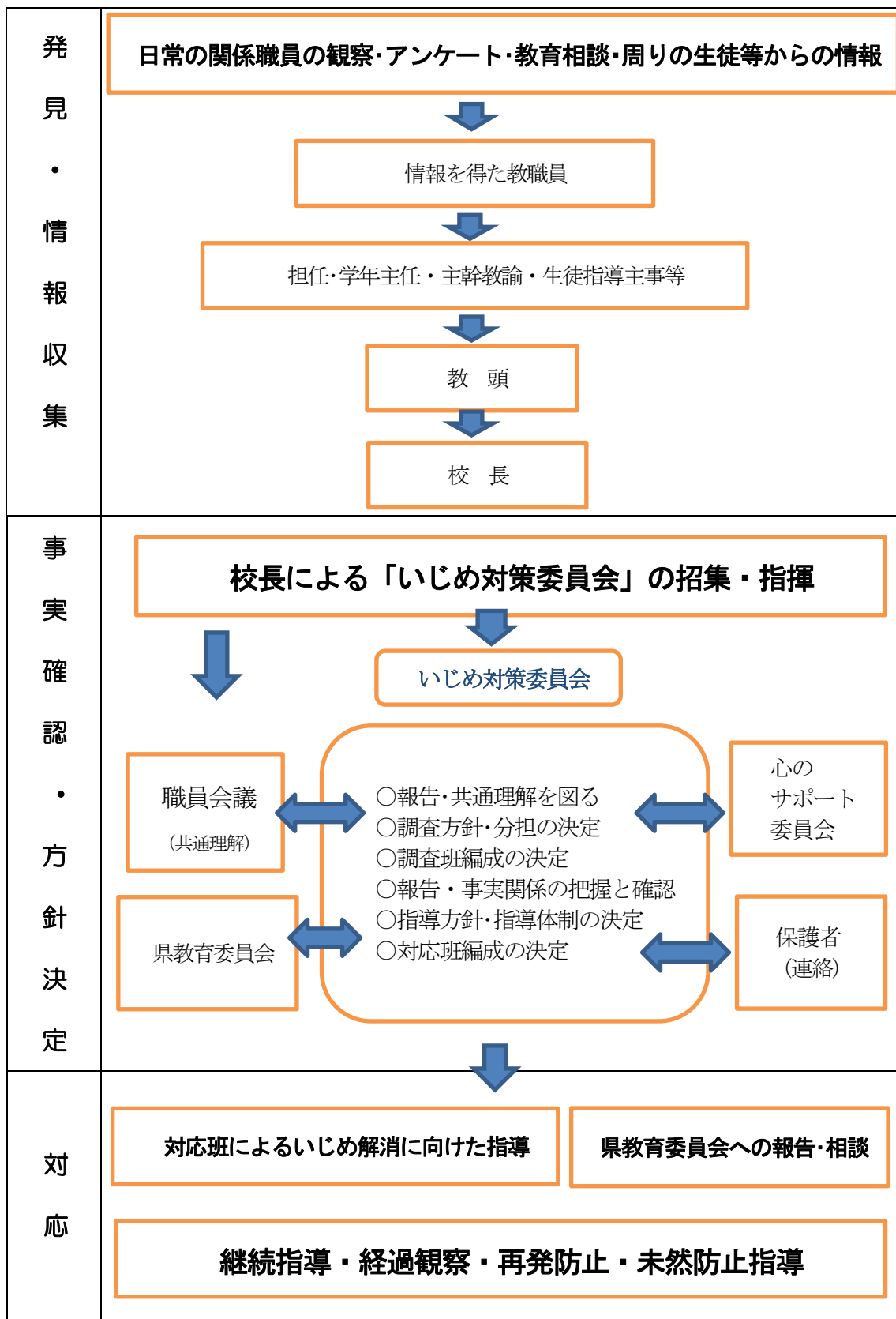
○いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

○いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。

○いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

○ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

いじめが起きた場合の初期対応



3 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学科主任、学年主任、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すよう次の対応をとる。

① いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒を守る

○いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。

○状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えてくれた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の見守る体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

●いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- 短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

○把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
 - ◆いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
 - ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
 - ◆いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
 - ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】
- ＊生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮すること

4 いじめを発見した場合の対応

① いじめられた生徒（保護者）への対応

【生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらく不安な生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することとで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
- 必ず解決できると、希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。

② いじめた生徒（保護者）への対応

【生徒に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ 周りの生徒への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学科、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学科・学年・学校全体に示す。

●はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめの肯定であることを理解させる。

●いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

●いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導の実施

●いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。

●教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。

●いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

●いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや心のサポート委員会、関係機関等の活用を含め、心のケアにあたる。

●いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

⑤警察との連携（令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を参照）

ア 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共

有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

イ いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

ウ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

エ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

オ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

カ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

キ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第176条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第249条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第235条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第223条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第222条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴

を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第202条）

- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
- ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）

- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールやLINE、SNS等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を

発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

特に、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を初めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

●メール・LINEでのいじめ ●ブログでのいじめ ●チェーンメールでのいじめ
●学校裏サイトでのいじめ ●SNSから生じたいじめ ●動画共有サイトでのいじめ

○ネットの特殊性による危険

- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報

(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

◆LINEなどによる、既読無視と思われることによる仲間はすれ。

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

① 保護者会等で伝える

【未然防止のために】

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

【早期発見のために】

- 家庭では、メール等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

② 情報モラルの指導の際のポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

3 早期発見・早期対応のために

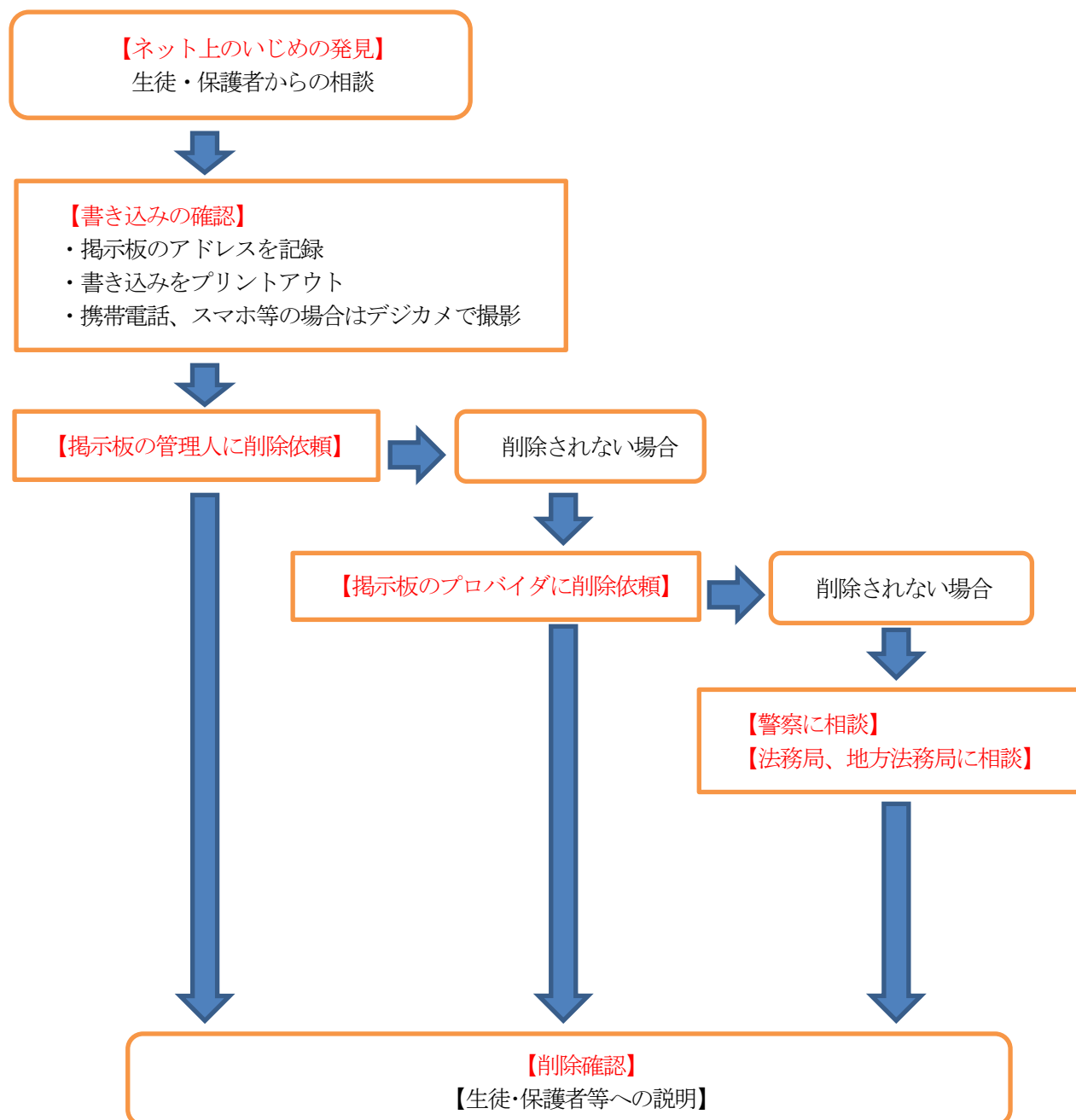
① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

②書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。（※学校非公式サイトでの削除も同様）

○書き込み等の削除の手順（一例）



第6章 重大事態発生時の対応

「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」（法第28条第1項）

○重大事態とは

- ①「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ③「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

*いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

*いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いの、「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

1 重大事態が発生した場合

○法に規定されている、重大事態発生時の対応

①重大事態の報告

＊県立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（特別支援教育・児童生徒支援課長）に報告。

＊公立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに設置する地方公共団体の教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告。

＊私立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県民生活支援課を通じて、知事に報告。

②報告を受けた学校の設置者の対応

＊学校の設置者は報告を受けたら、その調査を行う主体（学校の設置者か学校か）や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。

③重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）

＊調査の主体は学校が主体となって行う場合と学校の設置者（公立学校は教育委員会、私立学校は学校法人）が主体となって行う場合のどちらかである。

④調査結果の提供及び報告

＊調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。（法第28条第2項）

＊調査結果の報告を行う。

- ・公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長へ報告。

- ・私立学校に係る調査結果→都道府県知事へ報告。

2 本校で重大事態が発生した場合

① 重大事態の発生

- ・ 学校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。

（→教育委員会から知事に報告）

② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

- ・ 調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

（以下「対策委員会」という）

が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・ 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置。

- ・ 県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織。

＊学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。

- ・ 委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」

「精神科医」「県警本部人身安全・少年課職員」「県中央指導相談

所職員」「地方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」

「総合教育センター相談支援センター」「高校教育課長」等。

- ・ 事務局は、教育企画室課。

③ 調査上の目的と配慮

- ・ 調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ・ 事実関係を明確にするための調査を行う。

＊「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

- 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。
- 調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。
- いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- 調査による事実確認と同時に、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた生徒への指導や、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
- 調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- 重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において

実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

④ 調査の実施

- * 調査を行う主体は「対策委員会」
- * 学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。
- * 「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行うことができる。

⑤ 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

⑥ いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。

⑦ 重大事態ガイドラインの構成

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第4章 重大事態を把握する端緒

第5章 重大事態発生時の対応

第6章 調査組織の設置

第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事

前説明

第8章 重大事態調査の進め方

第9章 調査結果の説明・公表

第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第11章 調査結果を踏まえた対応

第12章 地方公共団体の長等による再調査

⑧ 留意事項

- ・ 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

- ・ チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドライン別添3のチェックリストを、実情に応じて編集のうえ活用すること。